政令第四百十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百七十五条及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百五十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（放送法施行令の一部改正）

第一条　放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「総務大臣が」の下に「協会、放送事業者（協会及び小規模施設特定有線一般放送事業者（法第百三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）、基幹放送局提供事業者又は有料放送管理事業者（法第百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。第六号において同じ。）に対し」を加え、同条第四号中「一般放送事業者　次に」を「一般放送事業者（小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。以下この号において同じ。）　次に」に改め、同条第六号中「法第百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第百七十五条の規定により都道府県知事が小規模施設特定有線一般放送事業者に対し資料の提出を求めることができる事項は、前項第四号ハに掲げる事項とする。

（電気通信紛争処理委員会令の一部改正）

第二条　電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「の長」の下に「又は関係都道府県知事」を加える。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百十八号

文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百八十四条第一項並びに地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第二十四条第一項及び第三十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（文化財保護法施行令の一部改正）

第一条　文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「トまで及びリ」を「リまで及びル」に改め、「現状変更等が市の区域」の下に「（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）」を加え、「同号チ」を「同号ヌ」に、「市の区域内に存する」を「特定区域内に存する」に、「同号ヌ」を「同号ヲ」に改め、同項第一号中「へまで」を「ヲまで」に改め、同号イ中「三月」を「二年」に、「、改築又は除却」を「又は改築」に改め、同号ロ中「、改築又は除却」を「又は改築」に改め、同号ハ中「、改修若しくは除却」を「若しくは改修」に改め、「又は除却」を削り、同号ニ中「、改修又は除却」を「又は改修」に改め、同号ホ中「埋設されている」を「電柱、」に、「又は下水道管の」を「、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は」に改め、同号ヌ中「リ」を「ル」に、「管理のための計画」を「管理計画」に、「当該計画が町村」を「当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村」に、「当該計画が市の区域」を「当該管理計画が特定区域」に改め、同号ヌを同号ヲとし、同号リを同号ルとし、同号チを同号ヌとし、同号ト中「飼育又は」を「飼育、」に改め、「装着」の下に「又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取」を加え、同号トを同号リとし、同号ヘを同号トとし、その次に次のように加える。

チ　史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

第五条第四項第一号ホの次に次のように加える。

ヘ　建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

第五条第四項第二号中「ヌ」を「ヲ」に改め、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を削り、同条第五項中「前項第一号ヌ」を「第四項第一号ヲ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5　前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6　都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7　第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正）

第二条　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号イ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号ハ中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　文化財保護法第百九条第一項の規定により指定された史跡又は名勝の保存のため必要な試験材料の採取

第六条第一項第二号中「ハ」を「ニ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

2　この政令の施行前に文化財保護法若しくは地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこれらの法律の規定によりされている許可の申請その他の行為（以下こ